

令和7年度 茨城町立明光中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものである。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑥ いじめ防止、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施する。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 朝のあいさつ運動の実施

毎日の登校時間に、生徒会本部役員等・あいさつボランティアの生徒が正門に立ち、あいさつをする。全校生徒が気持ちの良いあいさつを交わすことで、元気で明るい学校生活のスタートにする。

② いじめゼロ集会

人権意識を高める上でも、「いじめゼロ集会」を開催することでいじめに対する意識を高める。学級の「いじめゼロ宣言」を掲示し、常に意識して生活するように努める。

③ 生活ノートの活用と定期的ないじめアンケートの実施

生活ノートに書かれている生徒の言葉から生徒の様子を把握するとともに、いじめアンケートを毎月実施することでいじめに対する意識を把握する。

④ 道徳教育の充実（差別や偏見の指導を含む）

日々の道徳の授業の充実、道徳コーナーの工夫・充実、道徳の授業公開等を通して、心と心の連携を図る。

⑤ いじめ防止教室の実施

スクールロイヤーと連携し、法に基づいたいじめ防止教室を行い、意識の高揚を図る。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「一人一人が輝く教育活動」を意識し、自己有用感・所属感・自己肯定感を高めることで、自尊感情を高めることができると考え、以下の教育活動を推進する。

- ・生徒の自発的な活動を支える特別活動・委員会活動の充実
- ・「できた、わかった、もっとやりたい」と感じる授業の実践
- ・些細なことでもよい行いをした生徒に対してその行いの賞賛

→生徒の自尊感情を高めると同時に、教師自身の生徒を見る目を養っていく。

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

グループエンカウンターを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 学習のねらいの明確化と共通した学習の流れの設定

学習のねらいを明確にし、生徒がこの時間に何を学ぶかをはっきりさせる。また、学習の流れを示すことによって、見通しをもって学習に取り組めるようにする。発問や指導方法、学習形態（ペアやグループ活動）を工夫することで、主体的に学習に取り組めるようにする。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

学び合いを通して、友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

① 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

② おかしいと感じた生徒がいる場合には、学年や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。

③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④ 「学校生活に関するアンケート」を年2回行うと同時に、教育相談や健康相談を実施し、生徒の悩みや人間関係さらに生徒の状況を適切に把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

⑤ 毎月の「いじめアンケート」を生徒に、年3回（5・9・1月）のアンケートを保護者に実施し、未然防止・早期発見・早期対応に努める。

⑥ オンライン相談窓口の活用をし、SOSを出せる機会を増やすことで、問題の早期発見・早期解決を図る。

⑦ Q U調査を通して、生徒の学級における意識を把握する。

⑧ **毎朝「心の健康観察」を行い、不安を抱いている生徒の早期発見を行う。**

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・体罰防止サポートセンター」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導部会」毎週

毎週学年の生徒指導担当教諭が問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止・不登校対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年教諭によるいじめ防止・不登校対策委員会を設置する。いじめ防止の取組や計画の実践などについての検証、改善策の検討などを行う。

また、いじめ防止、早期発見・早期対応のための教職員の資質能力の向上のための研修を「いじめ防止・不登校対策委員会」が中心となって実施する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

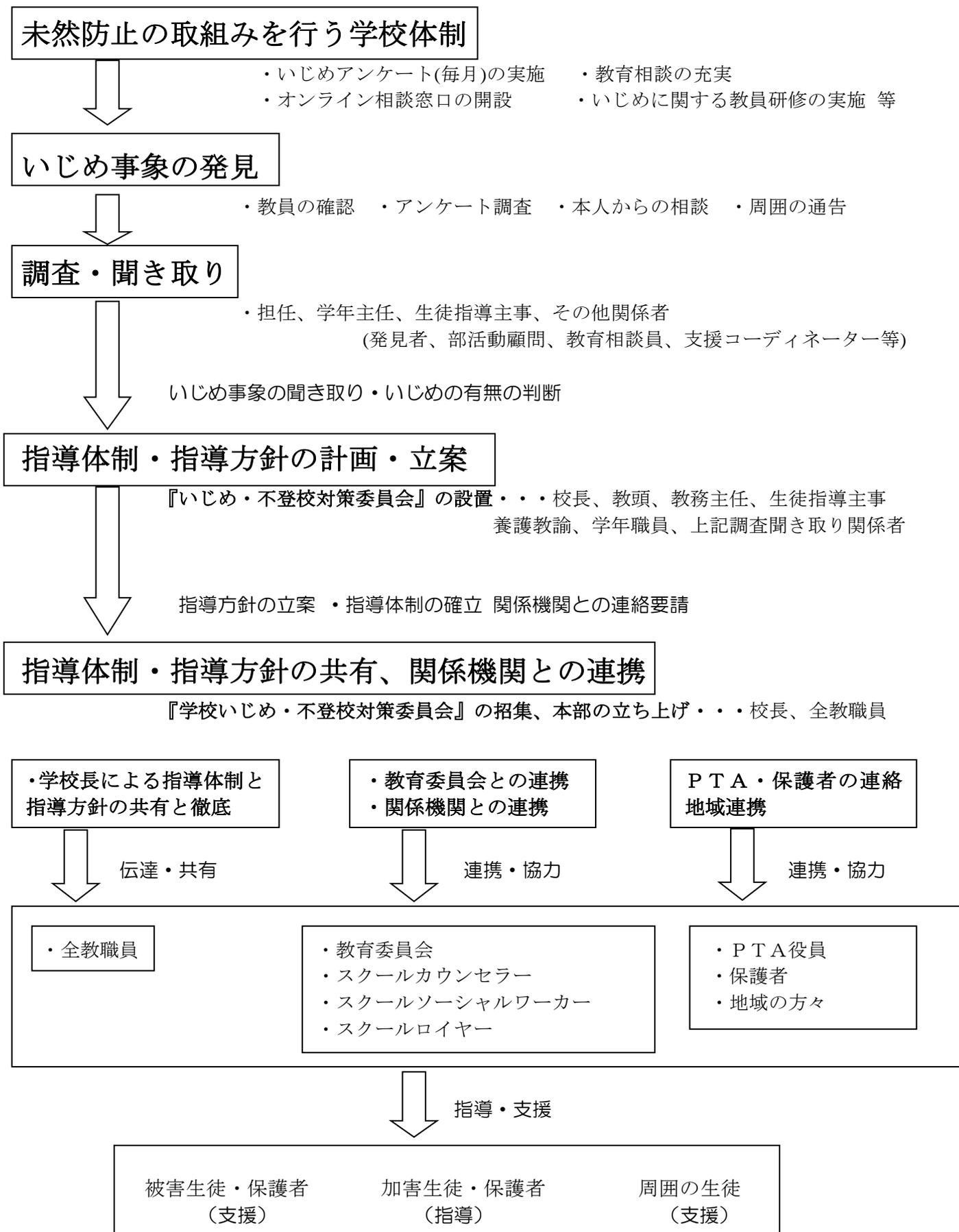
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、該当学年職員
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、PTA会長（場合によっては副会長）、
学校相談員、スクールカウンセラーなど

【 いじめ防止のための取組年間計画 】

月	実 施 計 画
4月	○学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ ○いじめ対策に係る共通理解、いじめ対策組織編成 ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【保護者会】
5月	○校内研修「配慮を要する生徒への対応」 ○茨城町いじめアンケートと教育相談の実施 ○校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」 ○行事を通じた人間関係づくり【体育祭】 ○人権集会 ○行事を通じた人間関係づくり【自然体験学習】
6月	○学校生活アンケート ○Q U 調査の実施 ○行事を通じた人間関係づくり【校外学習・修学旅行】
7月	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○学校評価の結果分析と改善策の検討
8月	○校内研修
9月	○茨城町いじめアンケートと教育相談の実施
10月	○行事を通じた人間関係づくり【秋輝祭】
11月	○学校生活アンケート ○Q U 調査の実施 ○スクールロイヤーによるいじめ防止教室
12月	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○学校評価の結果分析と改善策の検討 ○いじめ防止標語の作成【学級指導】
1月	○茨城町いじめアンケートと教育相談の実施
2月	○学級の実態・分析と次年度への取り組み
3月	○記録整理、上学年への引継ぎ情報の作成 ○小・中学校の情報連携のための連絡会の開催

学校いじめ防止基本方針フローチャート

いじめ関連における本校の流れ



平成26年 施行
令和3年3月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定
令和6年4月改定
令和7年4月改定